

28文科開第45号  
平成28年4月20日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長  
廣瀬直己 殿

文部科学省研究開発局長  
田中正朗

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センターは平成27年1月から12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成27年における状況について～」を取りまとめました。

同報告書においては、今後、同センターにおける和解仲介手続において、集団申立てがされた案件も含め、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行い、適切な和解案を提示していくことが求められているとした上で、今後とも当事者の理解と協力を得て、各申立ての具体的内容に応じた解決を図るために必要となる期間を意識しつつ、迅速かつ適切な和解成立の実現に向けて尽力する所存であるとしています。また、貴社に対しては、集団申立てであるかどうかを問わず、同センターの実施する和解仲介手続に対する真摯な対応が求められるとしています。

当省では、これまでも貴社に対して損害賠償における誠実な対応を要請してきたところですが、貴社におかれては、同センターが提示する和解案の尊重も含め、自らが定めた新・総合特別事業計画の「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添った原子力損害賠償を一層進めていただくよう、改めて要請します。